

## 申入れ無視!!

### またまた繰り返し実施された 新幹線乗務員による車内整備・車内清掃

会社は、8月19日付け分会情報「交差点No.707」で指摘した台風7号の関東接近（8/16）で、新大阪～名古屋間のみ、こだま号を1時間に2本程度の運行させるにあたり、名古屋駅電留線にて、新幹線乗務員に列車内の車内整備・車内清掃を行わせる前代未聞の乗務員勤務制度にある乗務労働とはかけ離れた、超法規的な業務を突如強行してきました。

この問題に対して8月28日、以下の6項目の申入れを行いました。

1. 今回、乗務員に乗務労働以外の作業を行わせたが、誰の指示か明らかにすること
2. 以前、台風や災害で列車運行が乱れた際、車内整備・車内清掃は、関西支社課員現場管理者、待機乗務員が行ってきた。何故、今回、乗務員が乗務労働の途中において実施させたのか明らかにすること。
3. 名古屋に於いては、本来、車内整備及び車内清掃はCMCに委託している作業であり、今回もCMCに委託すれば済んだ事である。会社の見解を明らかにすること
4. 8月14日は、新大阪～名古屋間は上下それぞれ1時間に2本程度の運行が計画されていた。その為、今回の作業は、突発的に発生した作業ではないと考える。予計画され、資料も事前に作成されていたもので、CMC社員の手配が出来なかったとは到底考えられない。また、大阪第二運輸所東元指導科長は「CMCの人が足りない」とも言っている。当日、何故、CMCに委託出来なかったのか明らかにすること。
5. 乗務員の労働時間の構成は、就業規則第85条で、(労働時間は乗務時間、便乗間、準備報告時間、折り返し時間、訓練時間及び付加時間の7つ)と謳っているが今回、乗務員に行わせた車内整備・車内清掃は就業規則のどの部分に基づいて示したのか明らかにすること。
6. たとえ、異常時といえども発着の乗務員を担当した乗務員に対し、車内整備・車内清掃等、乗務労働以外の業務を指示しないこと。

この申入れをした、翌日、会社は、今度は台風10号とそれに伴う大雨の影響で、新大阪～名古屋間の折り返し運行をする際に、再び台風7号で行った乗務員に車内整備・車内清掃を実施させました。

乗務員を代表して行った私達の申入れを無視しての強行であり、聞く耳を持たない姿勢は許せません。

**全乗務員の皆さん! 乗務員による車内整備・車内清掃の業務が常態化する前に、声をあげましょう!!**